

足による投票の現実性

浅羽 隆史

1. 足による投票とは
 2. 最低限必要な条件
 3. デメリット
 4. むすび
- 参考文献

1. 足による投票とは

(1)足による投票で描かれる姿

「足による投票」とは、私的財に対して適用される市場メカニズムの考え方を、住民が居住する地方公共団体の選択や地方公共団体による行政サービス提供などに応用するものである。一般競争入札や指定管理者制度など、市場メカニズムの考え方の一部を地方財政に応用する動きは最近になって増えている。そうしたなかで、足による投票はもっとも大胆かつ大規模な改革に結びつく考え方のひとつである。足による投票は、チャールズ・ティブー（Charles Tiebout）による Tiebout（1956）において、はじめて提起された考え方である。

足による投票が十分に機能する状況では、各地方公共団体が、さまざまな行政サービスや公共施設の建設、税、保険料、手数料、使用料などの水準を競争することになる。一方、住民は、各人にとって望ましいと思われる地方公共団体を選択して居住する。住民が居住する地方公共団体を選択し移動することから、足による投票と呼ばれる。もちろん、自ら首長や議

員になったり、そうした者を通じて自分が居住する地方公共団体を望ましいものに変えることもできようが⁽¹⁾、足による投票ではそうした側面よりも、住民が居住する地方公共団体を選択し、地方公共団体は選択されるよう行動するという部分を強調する。

足による投票が機能する結果、地方公共団体はより効率的で魅力的な行政サービスや各種の社会資本整備を提供する必要に迫られることになる。負担が重いにもかかわらず、行政サービスや社会資本が不十分な地方公共団体には住民が集まらず、一方、軽い負担で質の高い行政サービスなどを提供できるような地方公共団体には多くの住民が集まるようになるはずである。住民の足が遠のいた非効率な地方公共団体は、そのままでは住民サービスの質がより悪くなる恐れが高いため、行政サービスなどの質の向上やコストの削減などに努めなければならない。一方、住民が集まる地方公共団体では税収が多くなり、より質の高いサービスを提供できるようになる。ただし、住民の少ない地域では地価や家賃が下がるため、居住のコストは下がる。一方、住民が多く集まる地方公共団体では、地価が上昇し家賃も上がるため居住のコストはその分高くなるだろう。

このような住民および地方公共団体の行動が実際に起これば、長期的に見ると、国全体における地域の行政サービスは効率的で質の高いものが提供され、資源の有効活用が図られるようになることを期待できる。

足による投票の考え方のもとでは、行政サービスや財源調達などの水準、市場における価格に相当する部分を地方公共団体が自由に決定できることが必要となる。この場合の価格には、税や保険料などとともに、行政サービスの水準などが含まれる。当然、ナショナル・ミニマムの部分は除かれるだろう（例えば義務教育における40人学級）。ただし、ナショナル・ミニマムに該当する事業でも、上積み部分は各地方公共団体が自由に設定で

(1) 足による投票に対置する形で、選挙やなどは「手による投票」とされる。

きる必要がある（例えば少人数学級の設置）。また、税率の変更なども原則として自由にできるようにしなければならないことに加えて、税などの財源の補てんの役割を果たす地方債の起債の完全自由化もここに含まれる。一方、ナショナル・ミニマムを超える行政サービスについては、財源を保障しないことになる。

もちろん、現状の地方財政には多くの制約や財源の保障などがある。それを完全に自由にして足による投票を機能すべく試みるのが望ましいかは、まず足による投票が前提とするいくつかの条件が充たされるか否か、そして足による投票がもたらすデメリットとの勘案によることになるだろう。

(2) ティブー仮説の前提条件

足による投票が機能し、期待される効果を得るには、財やサービスの市場と同じように、いくつかの前提条件を充たす必要がある。ティブー自身は、足による投票が成立する前提条件として、次の7点をあげている⁽²⁾。

1. 住民の移動と選択が可能
2. 地方政府の歳出入の完全な情報を有する
3. 多数の選択肢
4. 雇用機会による選択制限がない
5. 各地方政府による外部経済・外部不経済が存在しない
6. 地方政府の最適人口数が存在
7. 地方政府は最適人口数に適合するように行動する

こうした7条件のすべてを、完全に満たすことはまず不可能であろう。ティブーの考え方を「公共経済学における最も重要な分野のひとつを作り出した」と評価する小西（2005）でさえ、同時に「ティブーの議論は単な

(2) Tiebout (1956) p.419

る寓話に過ぎず、理論と呼ぶことができる代物ではない⁽³⁾とする。また、ティプーの想定そのままでは、肝心の「効率的資源配分」を実現できない⁽⁴⁾ことや、モデルの不安定性などが指摘される。それでも今なお、足による投票がよく取りあげられるのは、そのアイデアの斬新さや着眼点の良さによるところが大きいだろう。たとえば、足による投票は、しばしば地方分権への理論的な支持材料のひとつとして利用される。

2. 最低限必要な条件

(1) 足による投票をどこまで適用するか

地方公共団体による行政運営の巧拙の差は、確実に存在しているだろう。予防医療に病院と行政が共同して取り組み、医療費の水準の引き下げに成功している地方公共団体や、地域住民の積極的な参加や協働を通じてより住みやすい街づくりを進めている地域、工業団地を造成して工場誘致に成功した地方公共団体など、それぞれの面から見て比較的良好な行政運営を実現しているという例はいくつも紹介されている⁽⁵⁾。そして、効率的で高い水準の行政サービスを提供できている例をできるだけ全国の地方公共団体に広げ、国全体として見た場合により効率が良い行政サービスや社会資本整備を地方公共団体が提供できるようにするという考え方は正しいといえるだろう。また、近隣や類似の地方公共団体を意識し、良い意味での競争が行われるという観点も大切であろう。いわゆるライバルとの競争である。ここでの競争は、ライバルの地方公共団体の邪魔をしたり中傷するようなものでないことは当然だが、住民ニーズの乏しい施設などを隣の地

(3) 小西(2005) p. 232

(4) 本間(1982) p. 199

(5) たとえば田村(2007)では、模索しながらも比較的良好な行政運営を実施している地方公共団体の例として、群馬県大泉町、三重県亀山市、徳島県上勝町をあげている。

方公共団体が建設したから自分のところもといったことも、良い意味での競争には馴染まないだろう。

しかし、さらにもう一步踏み込んで、足による投票を前提として、市場メカニズムを全面的に地方公共団体の行財政運営に導入するとなると、話は変わってくる。たとえば地方税や地方債を完全に自由化する一方で、財政調整制度を大幅に縮小してナショナル・ミニマムを超える行政サービスについては財源を保障しないような制度の抜本改革まで行うといった点まで競争の枠組みを広げることは、決して望ましいことではない。その理由は2点ある。第1に、足による投票を機能させるうえでもっとも重要となる前提条件が成立していないこと、第2にそもそも足による投票には大きなデメリットがあること、である。

(2)足による投票の重大な前提条件

足による投票をティプーの想定した姿そのものではないにしろ、応用して実際の地方税や地方債の自由化などにつなげる考え方がある。ティプーの仮説の前提条件をそのまますべて満たすことは不必要としても、ティプーの想定する姿の本質部分がある程度実現するために必要な前提条件がいくつかあげられる。

もっとも重要な条件としては、ティプーの前提条件でも第1番目に挙げられている「住民の移動と選択が可能」、つまり自由に「投票」が可能であることをあげることができる。足による投票の根幹をなす前提条件であり、不可欠なものである。この場合の「投票」とは、当然、居住地を自由に選択し移動できることを指す。たとえ近隣に単身で移動するような場合でも、地方公共団体間の移動に関しては直接的なものに限らず、機会費用も含め何らかのコストがかかる。それが、無視できるほどのものか、あるいは当面費用がかかったとしても、長期的に見れば受益が大きくなると判断して移動できるのであれば、現実問題としては捨象できるだろう。

実際には、当面の移動のコストが高く、それを負担できないために、長期的に見れば移動した方が有利だと理解していても、動けないケースは多いと考えられる。この点は、「雇用機会による選択制限がない」という前提条件とも密接に関連してくる。その土地で農業や林業を営んでいる場合には、移動のコストは極めて高くどの程度になるか不確実なものであろう。漁業関係者も、漁業権の関係から、居住地を簡単に換えられるものではないだろう。少なくとも、長距離の移動は非現実的である。自営業者も、その場所でこそ営業できる可能性は高く、移動した場合のコストは非常に高いであろう。また、そうした職業上の理由だけでなく、そもそも引っ越し代が負担できない、高齢者で新たに住宅を借りることが困難、住宅ローンを抱えている、勤務先の事業者が限定されている、転校（とくに私立に行っている場合）が難しい、家族が入院していて離れられない、通院先の病院が他に代替できない、などさまざまなことが考えられる。また、会社の命令によって、当該地方公共団体に居住していることも考えられる。それが社宅などであれば、なおさら転居は自由ではないだろう。

このほか、ティーブーで第2番目に前提としている完全情報も必要不可欠な条件としてあげられる。各地方公共団体によって提供されているさまざまな行政サービスや社会資本の違い、税、保険料、使用料、手数料などの水準が比較できるようになっていなければならない。また、財政状況なども横並びで公開されなければならない。この条件については、情報公開を徹底すれば十分可能であろう。とくに昨今では情報化の進展から、ホームページなどを通じて知らしめることができるようになっている。現行においても、総務省の「財政状況等一覧表」「地方公共団体給与情報等公表システム」などで、財政の状況や公務員給与などを比較することが可能になっている。これを進めることで、相当程度の情報を住民が把握することも可能であろう。ただし、夕張市の例のような不適正な経理や、悪意をもって情報を操作するなどといったことがあると、条件を充たすことは困難とな

る。それを、どのように防ぐかが課題となる。

ただし、そうした情報操作のようなものを防げたとしても、問題は残る。それは、いわゆるデジタル・デバイド（digital divide）の存在である。デジタル・デバイドとは、情報格差のことである。デジタル・デバイドには、大きく2種類のもので存在する。第1は、個人の問題である。情報を入手することが得意な者と不得手な者の格差である。とくに地方公共団体の状況を広くそして詳細に比較しようとするならば、コンピュータなどを用いて、インターネットを利用する必要がある。しかし、コンピュータなど情報端末は、その利用に長けている者ばかりではなく、まったく触れたことのない者も多く存在する。そうした者にとって、各地方公共団体の行政サービスや負担を比較することは、著しく困難である。しかし、各地方公共団体の行政サービスや負担を比較するために、新たにコンピュータを購入したり、操作を習ったりするのは大変である。とくに、コンピュータを利用する目的が地方公共団体の比較以外に見い出せなければ、そのコストは著しく高いものになるであろう。また、そうしたコストを負担できない可能性もある。デジタル・デバイドの第2は、地域間の問題である。かなり広まったとはいえ、採算性などを理由として、いわゆる高速インターネットにアクセスできない地域は残っている。こうした地域に居住している場合、地方公共団体を比較するための多くの情報を入手するのは困難を要するだろう。

足による投票の考え方は、市場メカニズムを地方公共団体のあり方に応用しようとするものである。しかし、足による投票のエッセンスを制度改革にまで結び付けるには、これまで見てきたように、肝心の市場に相当する部分が著しく不完全である。足による投票を前提として、地方税や地方債を完全自由化したり財政調整制度を大幅に縮小すると、私的財の場合における市場の失敗に似た状態を引き起こす可能性が高いただろう。

3. デメリット

(1)フリー・ライダー

そもそも足による投票の考え方をもとに地方公共団体の行財政運営に市場メカニズムの考え方を大幅に導入するには、その前提条件を満たしたとしてもいくつかの問題点を抱えている。第1は、フリー・ライダー（ただ乗り）の発生である。足による投票で住民に選ばれるため、無理をして税率を下げ一方で、多額の地方債を発行して一時的に行政サービスの充実を図ったとしよう。それによって大幅な転入があり多額の税収増が実現しない限り、完全に自由化された状況では、いずれ税率を引き上げる必要に迫られる可能性が高い。足による投票で想定されているような移動コストが低い住民にとって、最も合理的な選択は、公債発行によって無理をして税率を下げ行政サービスを充実している時期に当該地方公共団体に居住し、公債負担が発生し税率を引き上げ行政サービスの水準を引き下げざるを得なくなった時期に転出することである。あるいは、すでに居住している住民が、当該地方公共団体で公債発行による減税を提起し、その後に税率が引き上げられた時点で転出するといった行動も合理的と考えられる。

こうしたフリー・ライダーの存在を防ぐ現実的な方法は無いだろう⁽⁶⁾。また、こうした状況では、法人所得課税において国際間で顕在化しているいわゆる税の競争（税率の引き下げによる企業誘致）が、地方税の個人所得課税に及び、税の空洞化を招く恐れが強い。税の空洞化は多くの地方公共団体で深刻な税収不足を招き、恒常的かつ大規模な財源不足につながるだろう。

(6) 土居 (2007) では、公債の償還期間中の転出者に対する転出税を提起している。アイデアとしては大変興味深いものの、転出税の考え方を現実に適用できるとは考えられない。

(2)所得分配の歪み

デメリットとしては、所得分配の歪みも重大である。現状で必ずしも行政サービスや社会資本整備の水準が秀逸という訳ではなくても、地価がかなり高く自主財源が多く、結果的に比較的高い行政サービスなどを提供できている地域は存在している（大都市部やその近郊など）。一方、行政サービスや社会資本整備の水準は普通であっても、地理的な条件（山間地や大都市から離れているなど）から地価の低い地域もある。現在では、個人住民税の税率に差はほとんどない。少なくとも標準税率を下回る地方公共団体はないし、個人住民税で超過課税を実施している例もごくわずかである。

そこに、足による投票を前提として、ナショナル・ミニマムを超える行政サービスの財源を保障しないで地方税や地方債の自由化を導入したらどのようなことが起こるであろうか。すでに比較的高い行政サービスなどを提供している地方税など自主財源の多い地方公共団体では、税率の引き下げも可能である。あるいは、行政サービスをさらに高めることもできるであろう。そして、より多くの住民が転入したいと考えるようになり、地価はますます高くなる。そうすれば、固定資産税の税収が高まるだけでなく、より高額所得や資産を有する者でなければ居住（とくに転入）することが困難となるであろう。その結果、たとえ税率を下げたとしても、従前の税収を確保することは容易なことであろう。

一方、もともと利便性があまり高くなく、その結果地価が低く、人口が少なく地方税などの少ない地方公共団体では、サービスの水準を高めるためには税率を引き上げる必要がある。しかし、もともと人口が少ないうえ、それほど所得層の高い人が多くなければ、税率の引き上げによる税収の増加が歳入全体に与える影響は小さいだろう。そもそも税率を引き上げれば、住民が転出する可能性も高い。しかし、もともと地方税などの少ない地方公共団体では、自由化された地方債を発行できる担保となる課税力が乏しいため、民間金融機関からの資金調達も困難であろう。

そうすると、多額の資産を有するか高所得の者が高い地価（帰属家賃）・家賃を甘受すれば高い行政サービスを享受し税率の低い地方公共団体に居住することができ、低所得者あるいは移動することの困難な者は低い行政サービスの地域で場合によっては高い税率の負担を強いられることになる。

とくに問題となるのは、居住地における教育を中心とした行政サービスの格差が、世代を超えて所得格差の固定化を促す要因となることであろう。教育水準と生涯所得の間には、何ら保証された関係はないものの、統計的には高い教育サービスを受けた者の方が、生涯所得は高くなる確率が高い。たまたま祖先が当該地域に土地を保有していたからという理由で、現在でも格差は生じているが、足による投票に基づく地方公共団体間の大規模な競争はそれを拡大し固定化する要因となる。

地方公共団体、または既に居住している住民による転入住民選別の恐れも問題点として指摘できよう。とくに低所得者向け賃貸住宅に関する日本の住宅事情は悪く、低所得者向け公営住宅の建設は、地方公共団体の重要な事業のひとつとなっている。しかし、そうした住宅の建設は、足による投票には馴染まない恐れがある。自主財源が豊かで行政サービスの水準の高い地方公共団体は、地価の高いケースが多く、資産を持たない低所得者が転入してくることは困難である。資産を持たない低所得者は、高齢者や幼少期の子供のいる世帯を中心として、行政コストが高い一方で税金への貢献は小さいケースが多いだろう。そうすると、足による投票を前提とした状況においては、地方公共団体や既に居住している住民からすれば敬遠される存在になってしまうだろう。

さらに、私的財を提供する私企業であれば廃業や清算も可能だが、非効率な地方公共団体であっても撤退させることはできないので、当該地方公共団体は何らかの形で残ることになる。周辺の地方公共団体も、そうした地方公共団体を合併することは避けるであろう。足による投票により、すべての地方公共団体が等しく効率化され、税金等の偏りがなくなるわけで

はなく、地理的な条件の違いや財政運営の巧拙から、格差が拡大するであろう。そうした地方公共団体をどうするか、適当な方策はあるだろうか。

(3)夕張ショック

こうしたデメリットについて、もっとも極端な例として2007年に財政再建準用団体となった北海道夕張市を見てみよう。かつて炭鉱で栄えた夕張市は、それに代わるものとして観光事業に託したもののうまくいかず、観光事業向けの各種施設の建設費や運営費、炭鉱の運営会社から引き継いだ公立病院の運営などから、多くの累積債務が発生していた。財政再建準用団体への意向を表明するまでは出納整理期間を悪用して、一時借入金によるいわゆる「ジャンプ」によって表面上の数値を取り繕い、財政再建準用団体となることなく資金繰りを行っていた。しかしそうした無理な資金繰りに限界が来るとともに、実態が報道等で明らかになったこともあって、市が財政再建準用団体申請を表明、議会による申請可決、財政再建計画案作成、総務大臣の同意などを経て、2007年3月6日に財政再建準用団体となった⁽⁷⁾。これらが、いわゆる夕張ショックと呼ばれるものである。

夕張市は、財政再建計画において、住民負担の増加（図表1）と行政サービスの低下（図表2）を打ち出している。そして、市が財政再建準用団体申請を表明し財政再建計画案作成・決定、財政再建準用団体となった2007年度には、人口の6.5%に相当する824人が夕張市から他の地方公共団体へと転出していった（図表3）。もちろん、それまでも人口は長期的に減少傾向にあった。しかし、財政再建準用団体申請前には、転出者の人口比はどの年でも4%程度にすぎない。2007年度及び2008年度の転出者は、それまでの傾向を大幅に上回っている。結果として、出生や死亡、転入なども含めた2007年度の人口減は637人となり、前年度の347人減を大幅に上回る

(7) 夕張ショックの背景や経緯などは、読売新聞北海道支社夕張支局編著（2008）などに詳しい。

こととなった。

もちろん、転出したくなくても仕事が無い、病院が縮小されたなど仕方なく転居したケースが多いであろうと考えられる。また、夕張市から転居した人達の評価も、ここで言及する必要はない。あくまで足による投票を考えるうえで重要なこととして強調したいのは、夕張市で見られた転出者の急増は、各個人として合理的な行動だという事実である。そして、そうした意図は全くなくやむをえず転出したと考えられるが、結果的には先に述べたフリー・ライダーに比較的近い行動となってしまっているということである。仮に転出したいと考えても様々な理由から転出できない住民にとって、転出者の増加によって当初の財政再建計画で示されたものよりも、さらに重い負担や行政サービスの低下が将来待っているかもしれない。

図表 1 夕張市の主な歳入の確保策

税 目 等	内 容
市民税個人・均等割	3,000円→3,500円
市民税個人・所得割	6.0%→6.5%
固定資産税	1.4%→1.45%
軽自動車税	現行税率の1.5倍
入湯税	宿泊150円・日帰り50円
施設使用料	50%引き上げ
市営住宅使用料	滞納者に対する徴収強化
下水道使用料	1,470円/10m ³ →2,440円/10m ³
各種交付手数料等	各種交付・閲覧等150円～200円引き上げ 各種検診料100円～500円引き上げ
ゴミ処理手数料 (新設)	家庭系混合ごみ 2 円/ℓ ³ ・粗大ゴミ20円/kg等

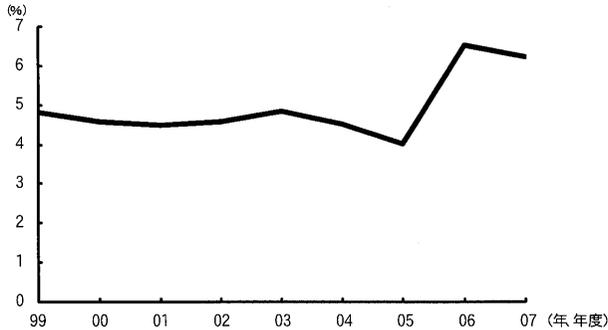
(資料) 北海道夕張市「財政再建計画書」2007年3月6日

図表 2 夕張市の公共施設等の休止・廃止

施設区分	施設名
連絡所	若菜、清水沢、沼の沢、紅葉山、南部の5連絡所
集会施設	はまなす会館、紅葉山武道館、市民会館、青年婦人会館
浴場	平和浴場
衛生施設	滝の上、鹿の谷、南部、紅葉山、楓公衆便所
公園	本町緑地公園、清湖公園、青葉町緑地公園、千年公園、栄町公園、鹿島公園、めろん城公園、花とシネマのドリームランド、花と緑の都市公園、南清水沢中央公園、南部菊水公園、青葉公園、登川公園
花壇	コミュニティ花壇（鹿の谷、清水沢1、2丁目、清水沢宮前町、紅葉山）
体育施設	水泳プール、南部テニスコート、南部市民運動広場、市民健康広場（子どもの広場、ジョギングロード、センターハウス、ドンペーズ球場、テニスコート、ローラースケート場）
小学校	夕張、若菜中央、清水沢、幌南、緑、のぞみ、滝の上の各小学校
中学校	千代田、清水沢、幌南、緑陽の各中学校
社会教育施設	図書館、美術館
福祉施設	養護老人ホーム
その他	ゆうばり駅待合所、夕張・撫順市友好記念館

(注) 上記のほかに、観光施設の廃止や各種補助金の廃止など多くの項目がある
 (資料) 北海道夕張市「財政再建計画書」2007年3月6日

図表3 夕張市からの転出者の人口比の推移



- (注) 1. 住民基本台帳人口ベース
2. 人口の増減のうち、減少要因には死亡(自然動態)と転出(社会動態)、そしてその他(職権)がある。2007年度の夕張市では、死亡218人、転出750人、その他5人であった
3. 2004年までは年、2005年度以降は年度
(資料) 北海道庁「住民基本台帳に基づく人口・世帯数及び人口動態」

4. むすび

地方公共団体の役割として、地域に必要な公共財の提供や教育など外部性を有する行政サービスの提供などがあげられる。しかし、これらはもともと市場が存在しないので、サービスを需要する者の効用の水準を知るのがきわめて困難である。アンケートなどで間接的に知ることはできても、正確に把握することは難しい。そのため、地方公共団体の提供する行政サービスや社会資本の建設などにおいて、無駄がない訳では決してない。そうしたなか、地方公共団体がより効率的で水準の高い行政サービス等を競い合うという姿勢そのものは、間違っただけではないだろう。むしろ、積極的に進める必要がある。しかし、現実の地方公共団体を見ると、行政サービスの巧拙も重要だが、地理的な条件によって人口や財政力が左右される面が大きいのではないかと考えられる地域が非常に多い。「葉っぱビジネス

ス」やごみの減量などで比較的効率的な行財政運営を行っている地方公共団体の例として紹介されることの多い徳島県上勝町でさえ、人口の減少に歯止めはかかっている。

このような状況下で、足による投票を前提として、地方公共団体における課税や起債を完全に自由化する一方で、財政調整を大幅に縮小するといったことは、その前提条件が根幹部分で満たされていないうえに、導入のデメリットが大きすぎる。白地に絵を描くようなものであればまだしも、現状ですでに東京一極集中、各地域でも東北であれば仙台一極集中、北海道では札幌集中といった状況がある。一方、いわゆる地方部では過疎の問題が生じている。それぞれの地域で現実に仕事に従事したり教育が提供されたり、生活が営まれていたりしていることを忘れてはいけないだろう。

参考文献

- Bewley, T.F., 1981, A Critique of Tiebout's Theory of Local Public Expenditures, *Econometrica*, 49, pp.713-740.
- Samuelson, P.A., 1954, The Pure Theory of Public Expenditure, *Review of Economics and Statistics*, 36, pp.387-389.
- Tiebout, Charles, 1956, A Pure Theory of Public Expenditures, *Journal of Political Economy*, 64, pp.416-424.
- 朝日新聞大阪本社編集局「地方は」取材班（2008）『今、地方で何が起きているのか』公人の友社
- 麻生良文（1998）『公共経済学』有斐閣
- 土居丈朗（2007）『地方債改革の経済学』日本経済新聞社
- 林正義（2008）「地方分権の経済理論」（貝塚啓明編著『分権化時代の地方財政』中央経済社、44～69ページ）
- 本間正明（1982）『租税の経済理論』創文社
- 金子勝・高端正幸（2008）『地域切り捨て』岩波書店

小林良彰(1988)『公共選択』東京大学出版会

小泉和重(2005)「足による投票」と財政調整制度」(『地方財政』地方財
務協会、44(10)(通号526号)、4~9ページ)

小西秀男(2005)「ティブーの地方公共財の理論—足による投票による均
衡の最適性をめぐって」(『大阪大学経済学』大阪大学大学院経済学研
究科資料室第54巻第4号(通号169号)、230~251ページ)

西川雅史・林正義「政府間財政関係の実証分析」(財務省財務総合政策研
究所『フィナンシャル・レビュー』May-2006、197~222ページ)

柴田弘文・柴田愛子(1988)『公共経済学』東洋経済新報社

田村秀(2007)『自治体格差が国を滅ぼす』集英社

読売新聞北海道支社夕張支局編著(2008)『限界自治 夕張検証』梧桐書
院

(本学法学部准教授)